

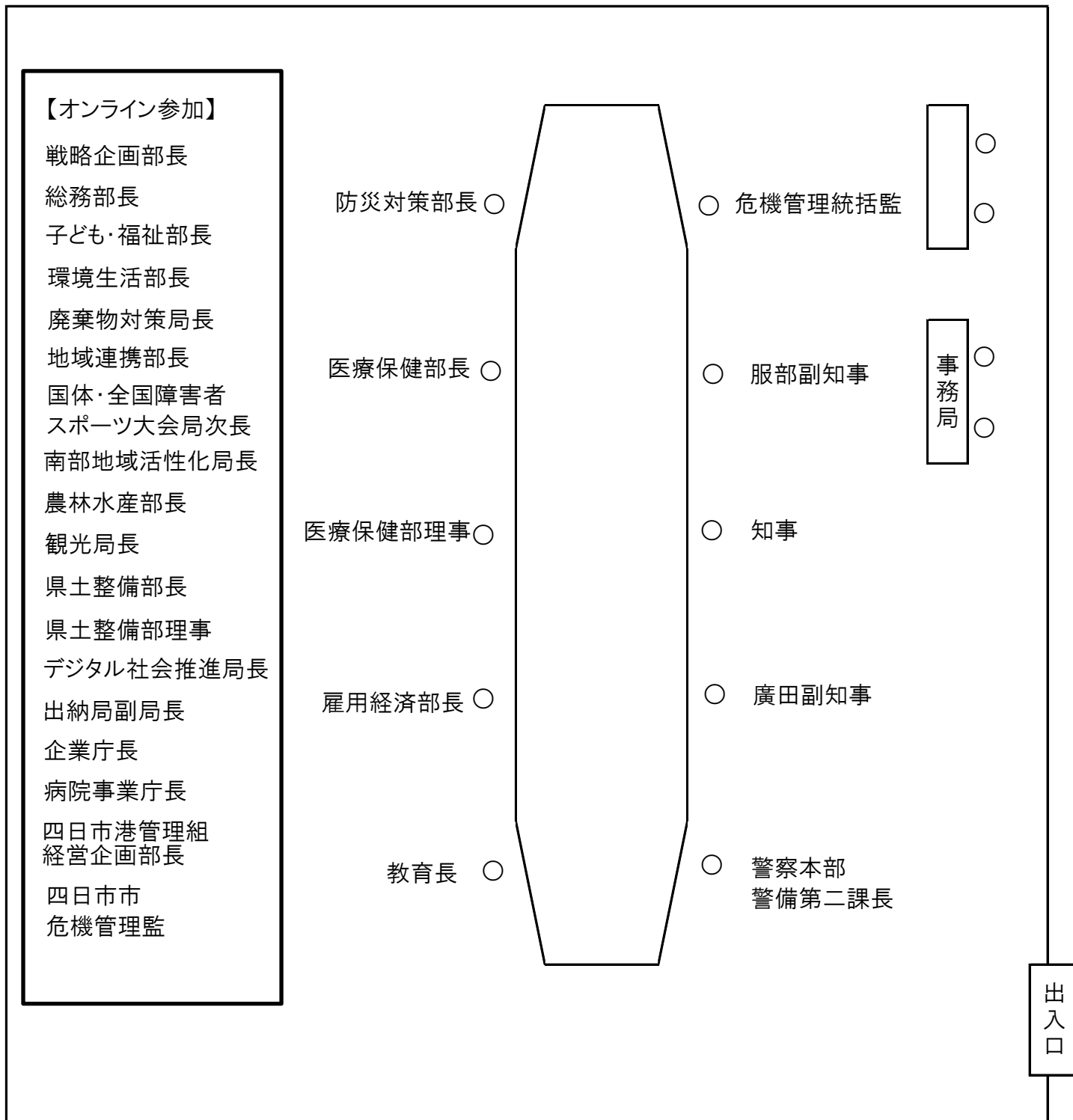
第 55 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

令和 4 年 2 月 10 日（木）  
16 時 00 分～16 時 20 分  
3 階 プレゼンテーションルーム

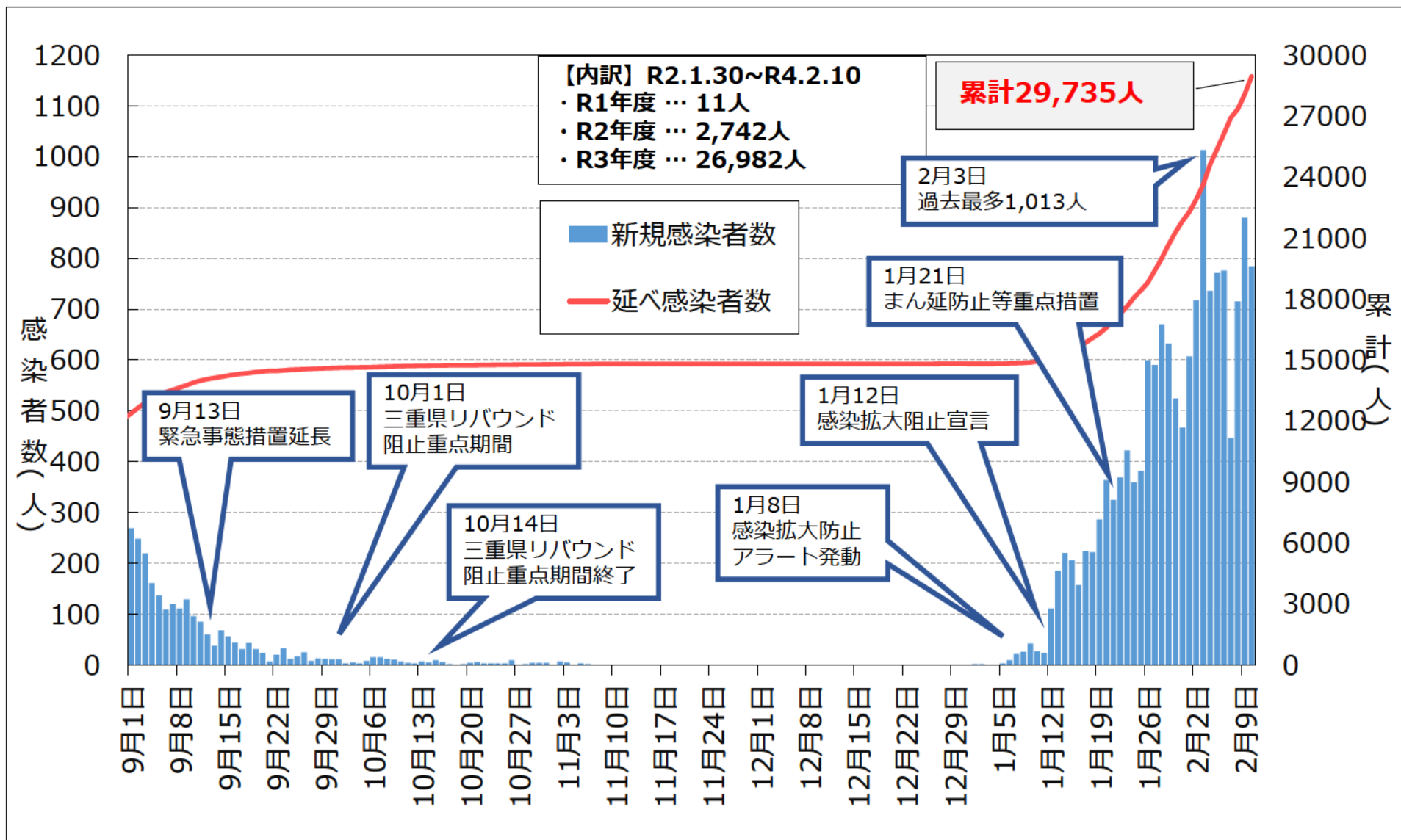
- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 「三重県まん延防止等重点措置」の一部変更について
- 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」  
の一部改訂について
- 4 各部からの報告事項

第55回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(2月10日)座席表



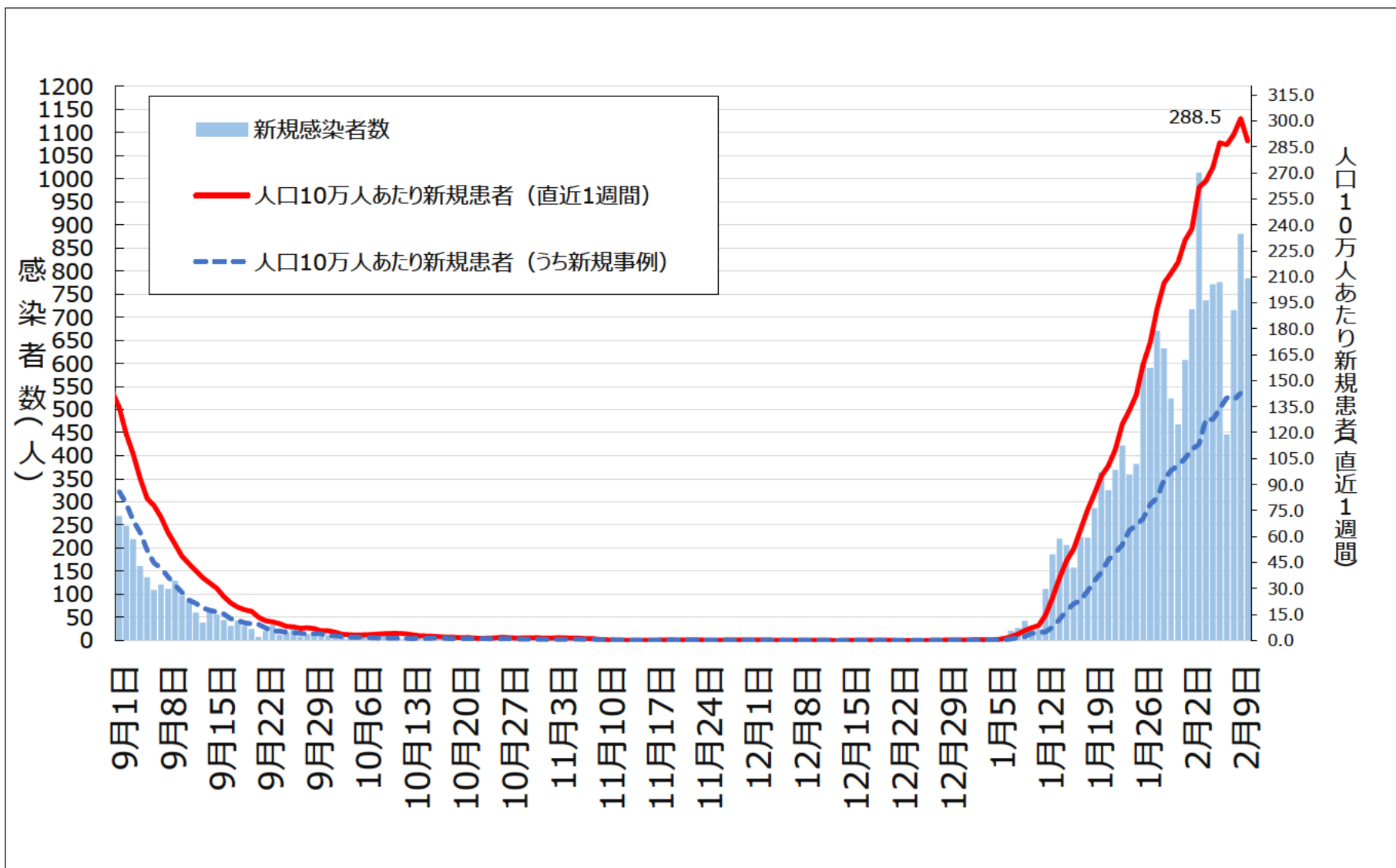
# 新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

# 県内患者発生状況 (n=29,735、R4.2.10時点)



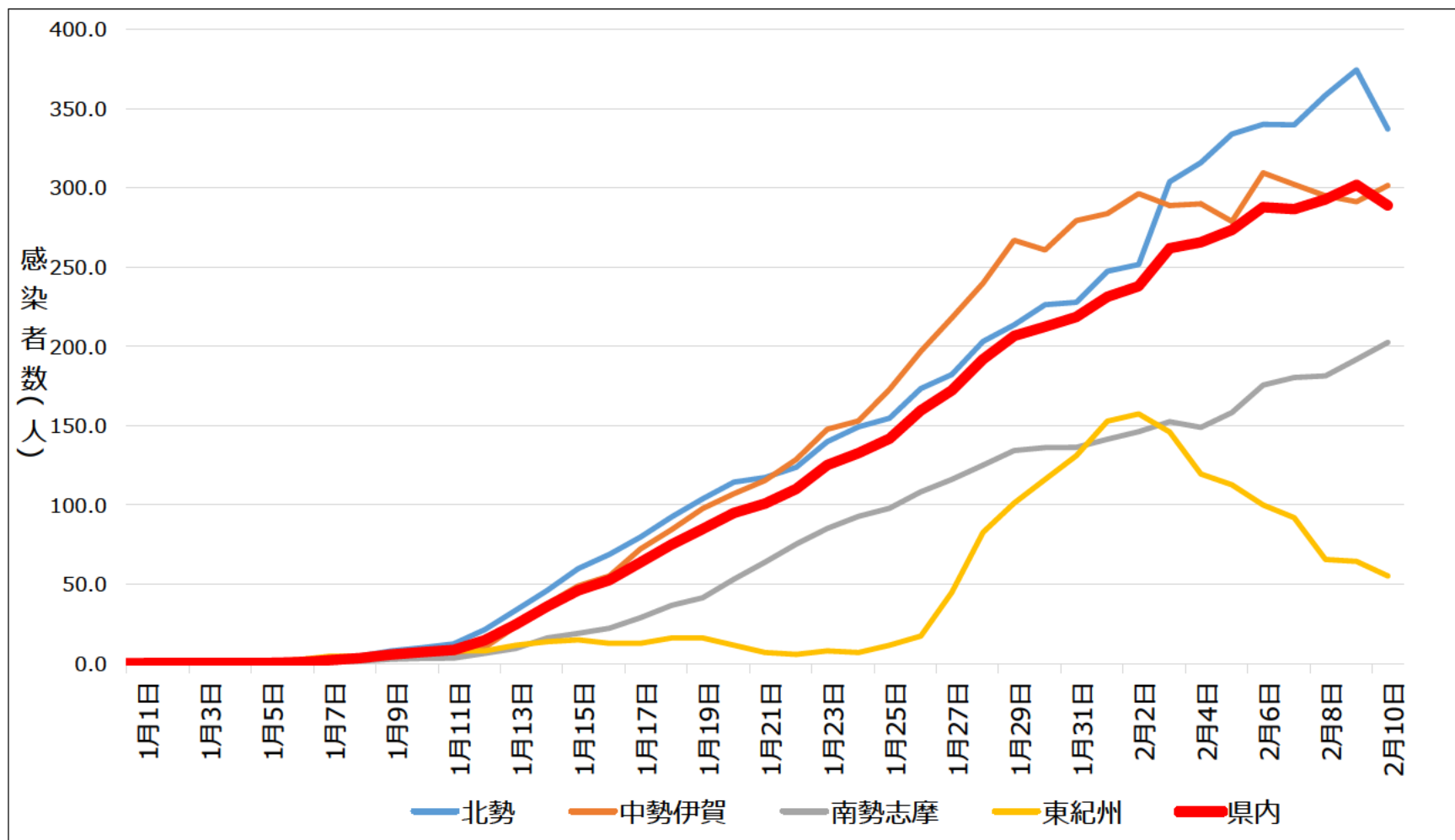
# 県内患者発生状況 (n=29,735、R4.2.10時点)

◆直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者は**288.5人**で、**増加傾向**



## ◆北勢圏域等において増加傾向

人口10万人当たりの新規患者数（直近1週間）

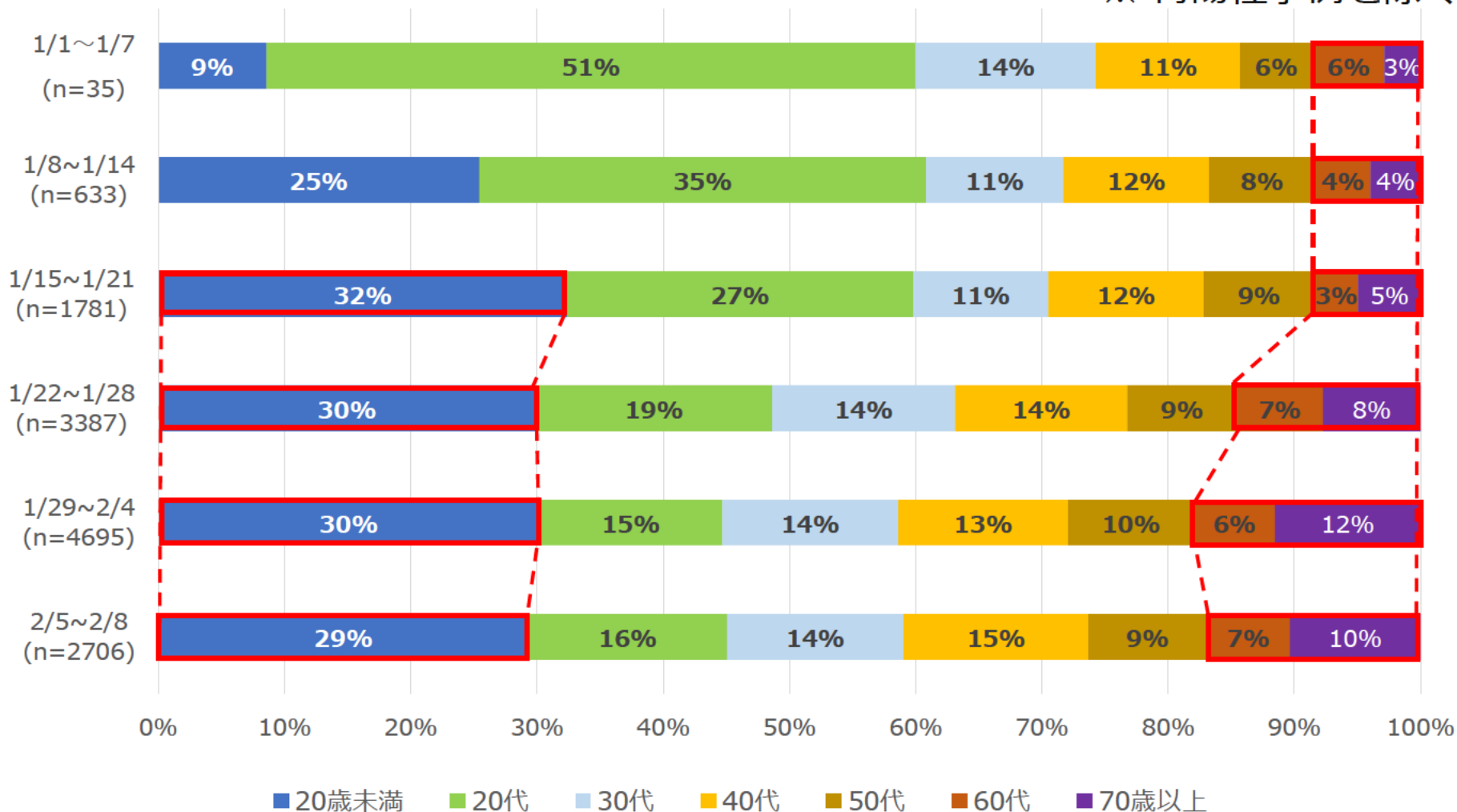


# 年齢別患者発生状況

集計期間：直近6週 R4.1.1~R4.2.8

- ◆ **20歳未満が、全体の約3割で推移**
- ◆ **高齢者施設のクラスター発生もあり、60歳以上が増加傾向**

※ 再陽性事例を除く

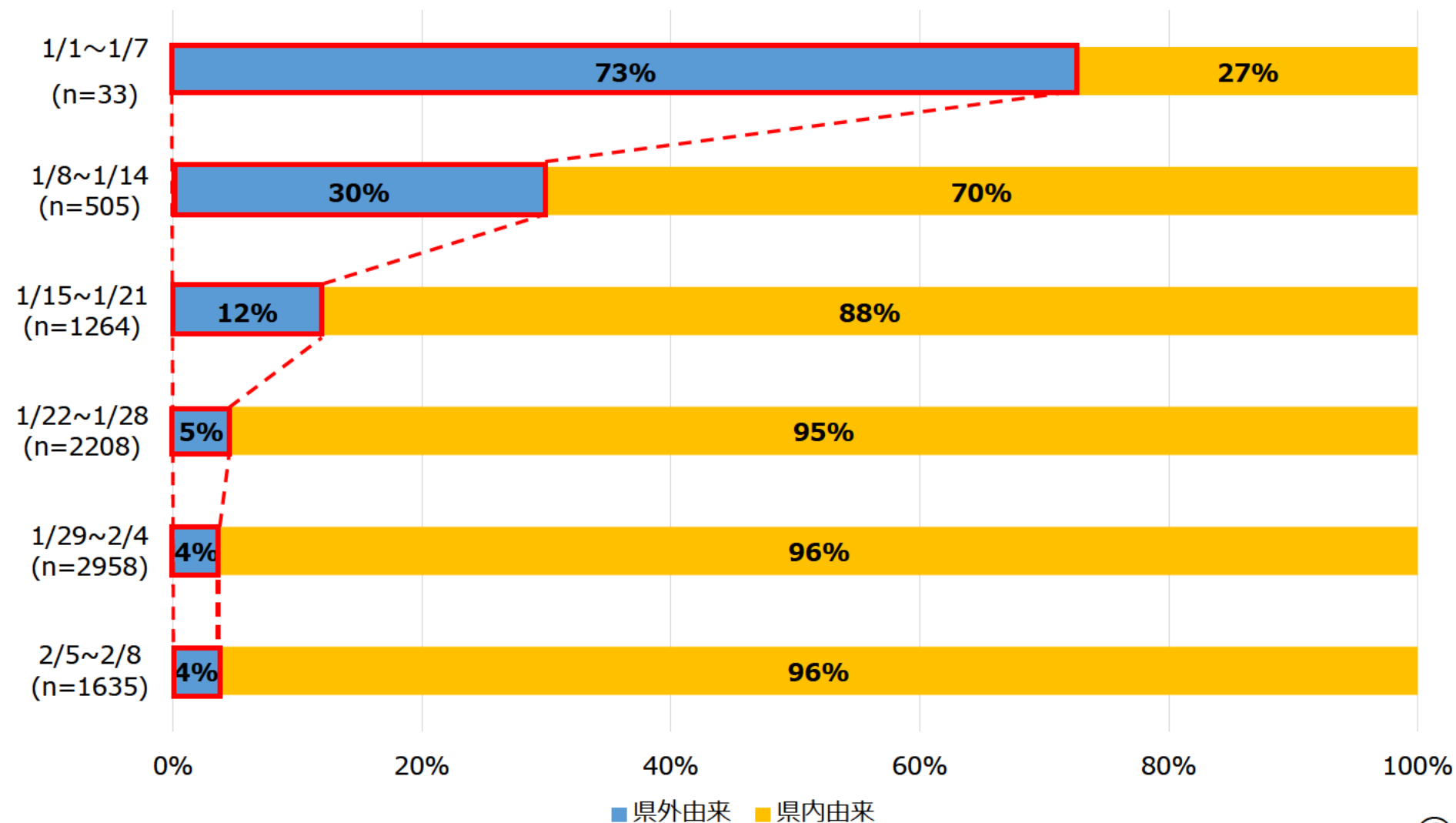


# 県内外別感染経路

集計期間：直近6週 R4.1.1~R4.2.8

◆**県外由来の割合は、減少傾向で推移**

※経路不明・再陽性事例を除く



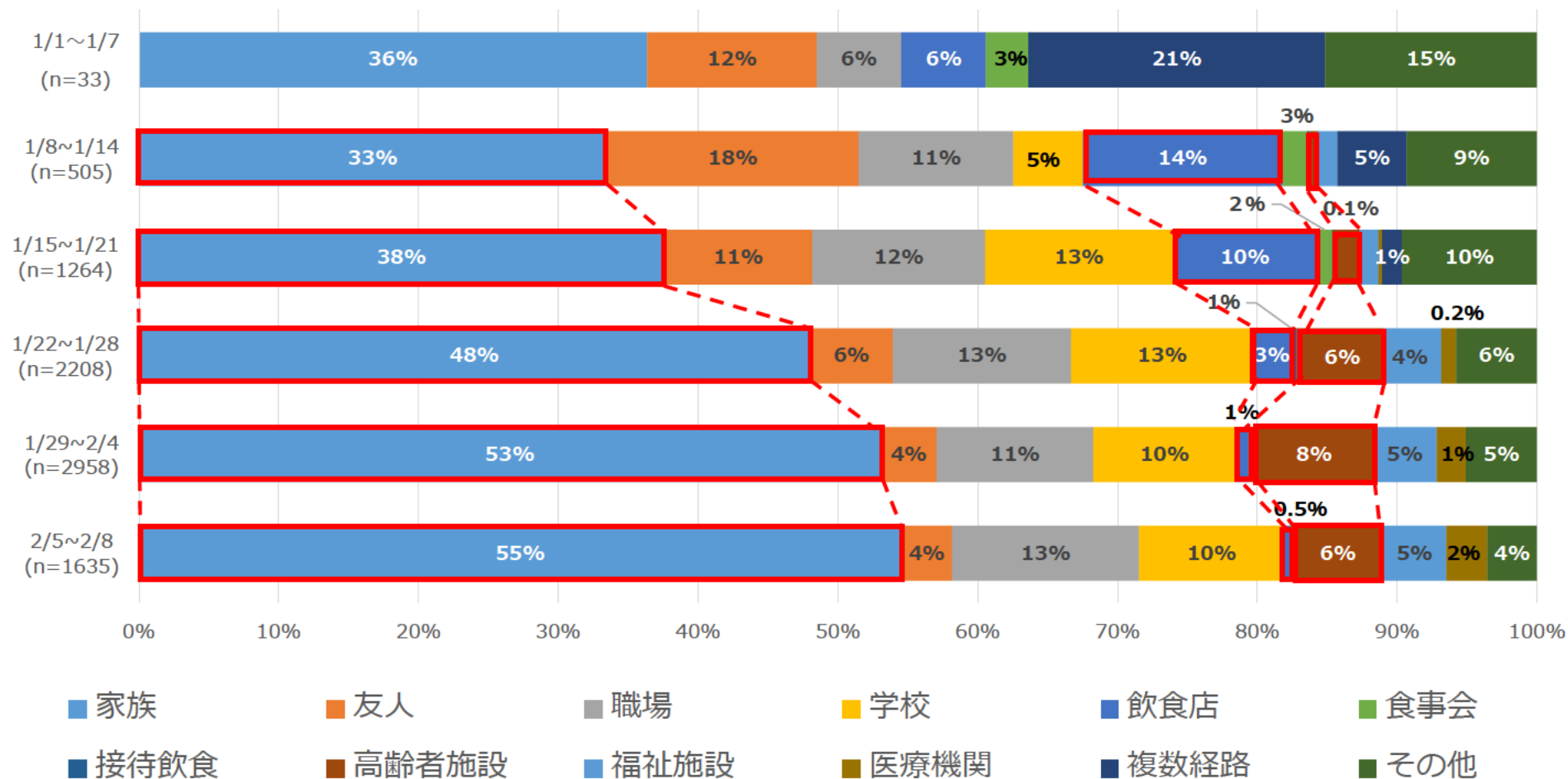


# 感染経路別患者発生状況

集計期間：直近6週 R4.1.1~R4.2.8

- ◆ 家庭内感染がほぼ5割を占める
- ◆ 飲食店由来が減少傾向である一方、高齢者施設が増加傾向

※経路不明・再陽性事例を除く



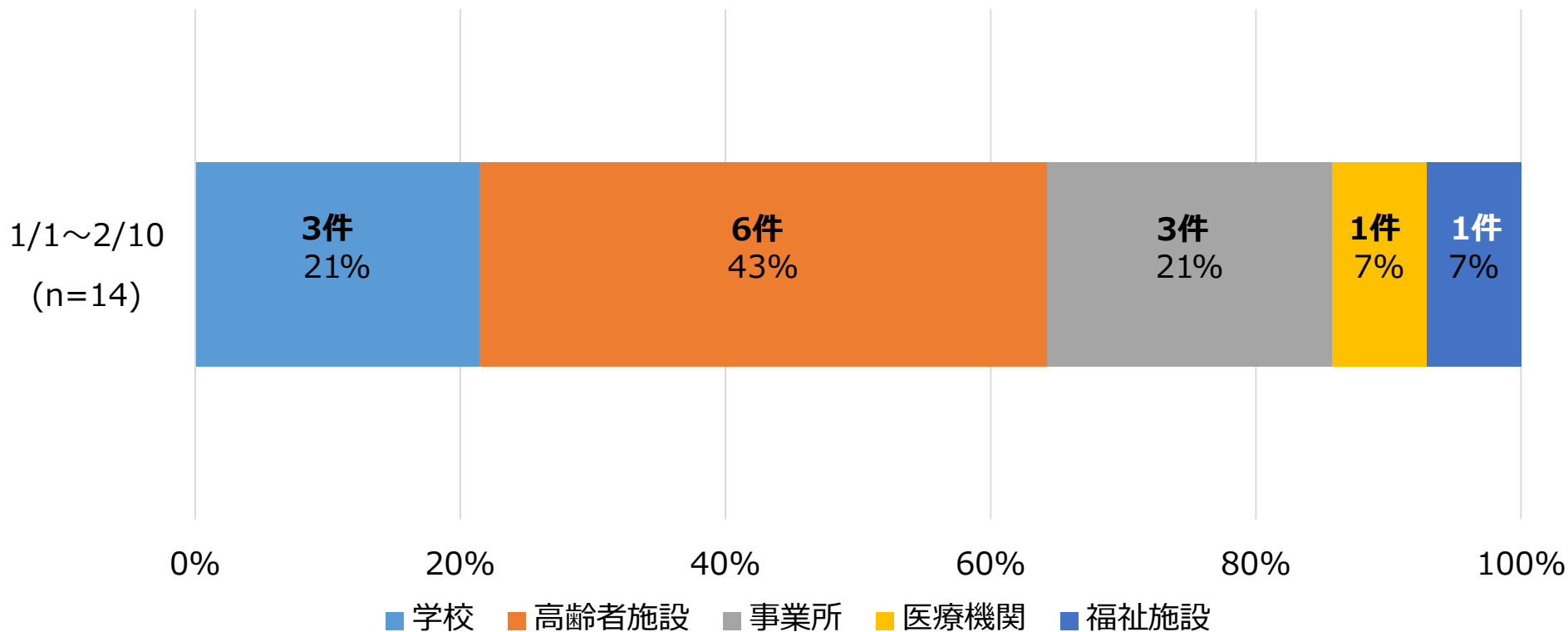
◆ 1月以降のクラスター認定件数は14件

(学校3件,高齢者施設6件,事業所3件,福祉施設1件,医療機関1件)

◆ 認定件数のうち、高齢者施設の内訳：特別養護老人ホーム2件

サービス付き高齢者向け住宅2件

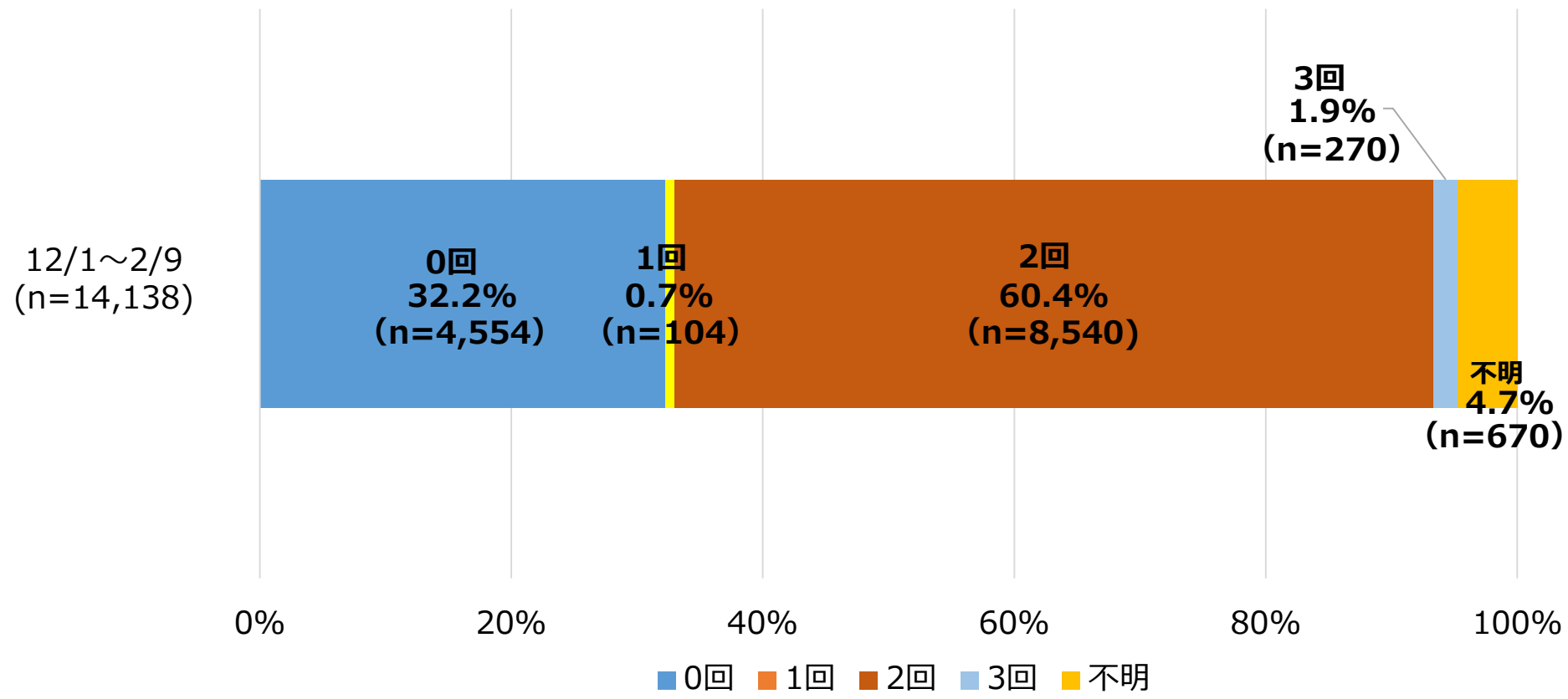
有料老人ホーム1件、デイサービス1件



# 感染者全体に占めるワクチン接種歴の状況

集計期間：R3.12.1~R4.2.9

- ◆ 感染者全体（接種歴不明含む）のうち、**ワクチン接種歴のない方は32.2%**
- ◆ **ワクチン2回接種後に感染した方は、感染者全体の60.4%**



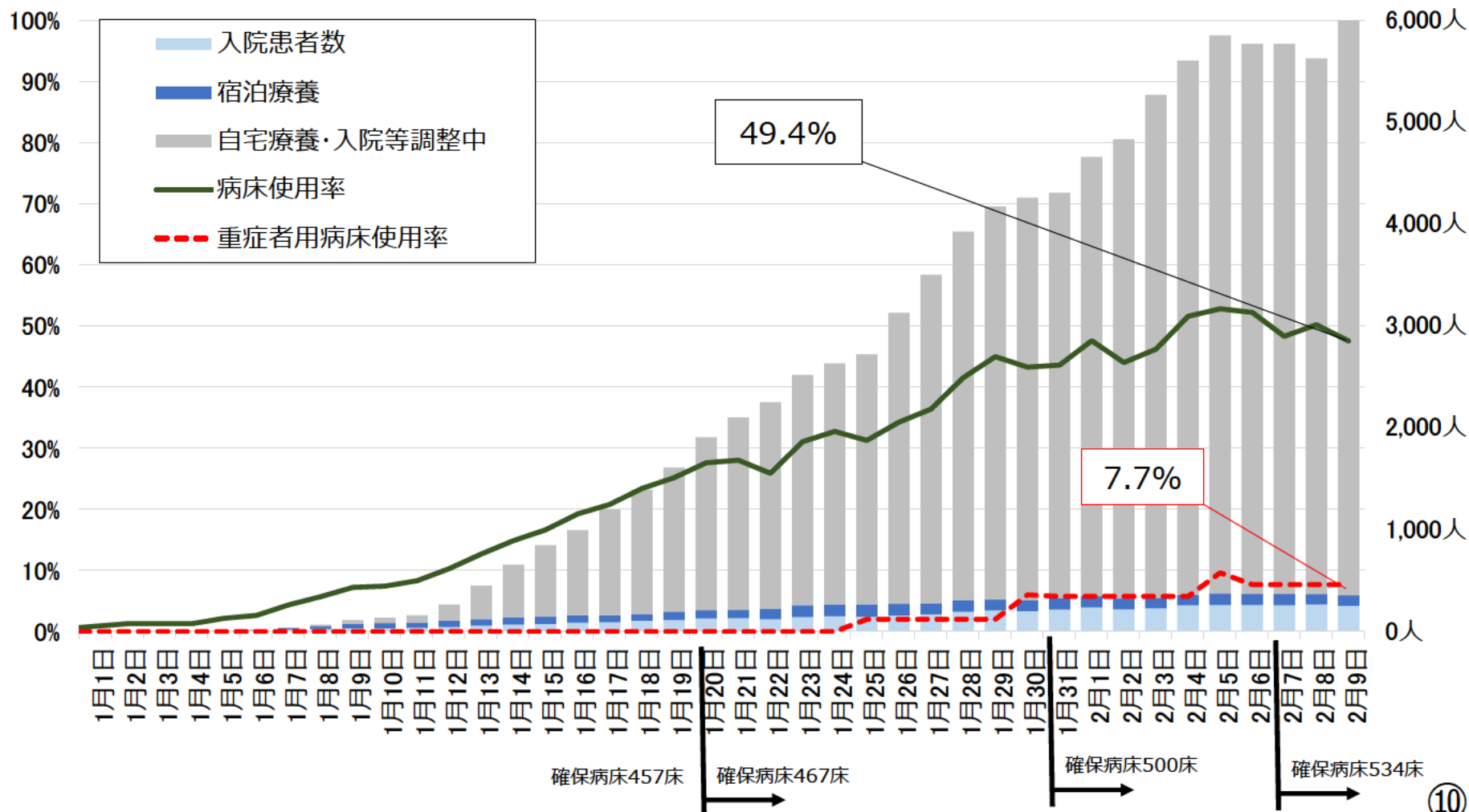
# 入院等の状況

R4.2.10時点

◆ 全療養者数は6,115名

(入院：264名，宿泊療養：107名，自宅療養5,776名，入院等調整中：8名)

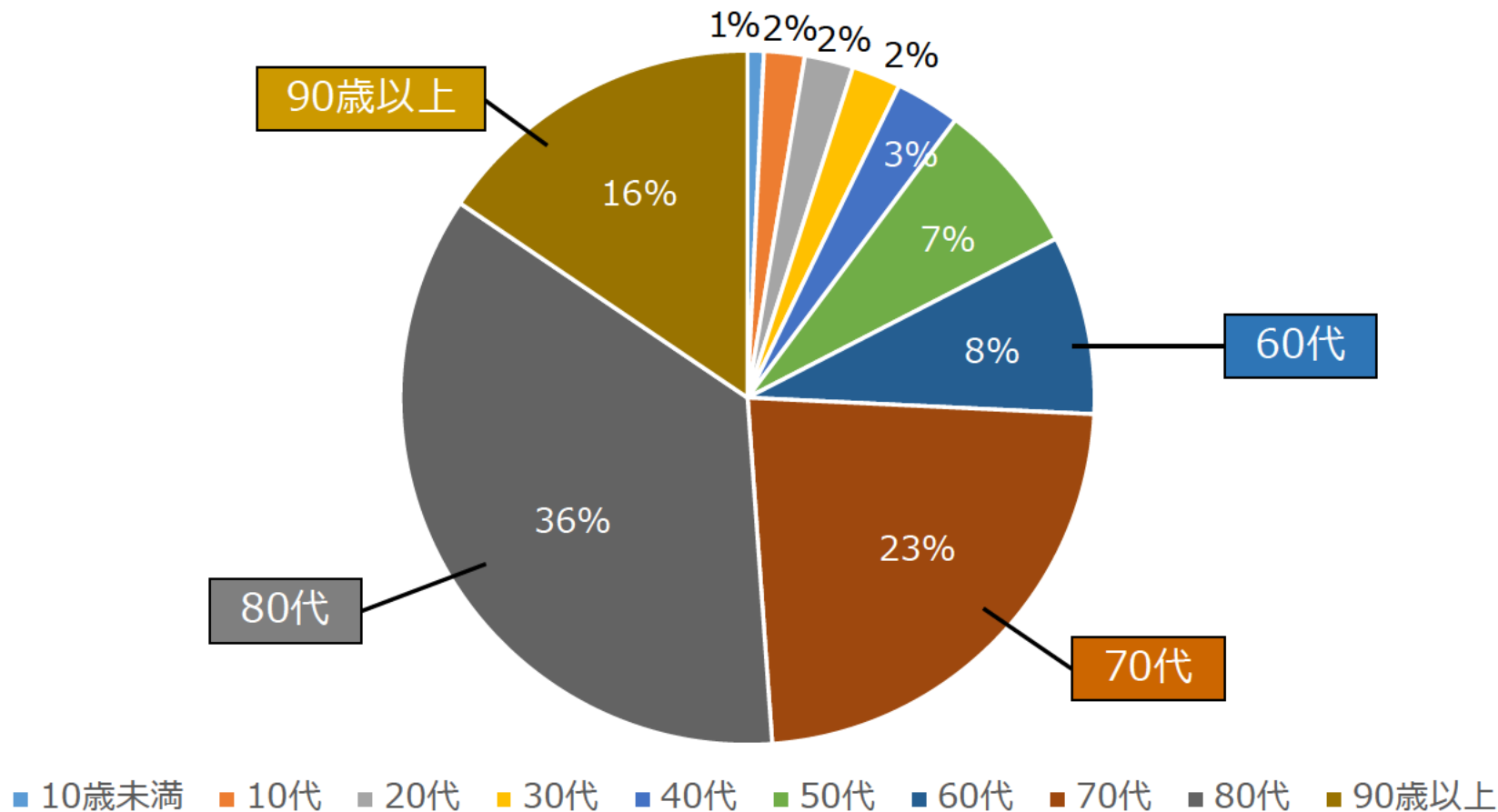
◆ 病床使用率は**49.4%**、重症者用病床使用率は**7.7%**(重症者4名)、宿泊療養施設利用率は**16.1%**



# 年齢構成別入院患者の状況 (n= 264、R4.2.10時点)

- ◆ **高齢者（60歳以上）** は全体の**約8割**を占めている
- ◆ 入院患者のうち、**重症患者4名**、**中等症患者125名**  
(全体に占める**中等症以上の患者の割合は約5割**を占めている)

入院患者年齢構成 (2月10日9時現在)



# 県モニタリング指標及び政府指標の状況

	医療提供体制等の負荷				監視体制	感染の状況				
	①病床のひっ迫具合					②人口10万人あたりの療養者数	③PCR陽性率	④直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数	⑤直近1週間と先週1週の比較	⑥感染経路不明割合
	入院医療		うち重症者用病床							
	確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率							
レベル2	感染拡大阻止宣言	30%以上	-	-	-	-	8人以上	-	-	
	緊急警戒宣言	30%以上	-	20%以上	-	-	15人以上	-	-	
レベル3	まん延防止等重点措置	50%超		50%超	病床使用率等に基づき、医療提供体制のひっ迫度をふまえ総合的に判断					
	緊急事態宣言									

(三重県の状況)

1/21時点	28.1%	6.2%	0.0%	118.74人	PCR等陽性率 7.10% (1/8~1/14)	100.78人	2.81倍	27.8% (1/14~1/20速報値)
2/10時点	49.4%	4.3%	7.7%	347.69人	PCR等陽性率 10.10% (1/22~1/28)	288.55人	1.10倍	39.2% (2/2~2/8速報値)

○政府新型コロナウイルス感染症対策分科会「新たなレベル分類の考え方」

レベル0…感染者ゼロレベル。新規陽性者数ゼロを維持できている状況。

レベル1…維持すべきレベル。安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。

レベル2…警戒を強化すべきレベル。新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで医療が必要な人への適切な対応ができている状況。

レベル3…対策を強化すべきレベル。一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。

レベル4…避けたいレベル。一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。

# 三重県まん延防止等重点措置 ～県民の皆様の命と健康を守るために～

## 【措置実施期間】

令和4年1月21日(金)～同年3月6日(日)

## 【実施区域】三重県全域

## 【特に重点措置を講じる区域(重点措置区域)】

<令和4年1月21日(金)～同年1月30日(日)>

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、  
菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、  
松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、  
志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、  
名張市、伊賀市

<令和4年1月31日(月)～同年3月6日(日)>

三重県全域

令和4年1月20日

(令和4年1月28日一部変更)

(令和4年2月10日期間延長、一部変更)

三重県

## はじめに

令和4年1月に入り、感染者が急速に増加し、1月21日（金）に「まん延防止等重点措置」が適用されました。その後も、感染者は増加し、2月3日（木）には、新規感染者数が過去最多となる1,013人となりました。県民の皆様、事業者の皆様のご協力により感染者の増加速度は鈍化しているものの、依然として非常に多くの感染者が発生し、高止まりといえる状況となっています。

また、感染拡大の波は全県に及び1月31日（月）には、重点措置区域を全県に広げることとなりました。重点措置区域の拡大後も、県内全ての地域で高い水準で感染者が発生しています。

感染者の急増により、病床使用率は50%前後が続き、医療提供体制への負荷は大きくなっています。また、重症者も徐々に増加しており、更に増加する可能性も考えられます。

感染の傾向をみると、高齢者施設においてクラスターが多数発生するとともに、保育所や幼稚園、小学校での感染事例も増加しています。年代別では、20歳未満の若い世代が感染拡大初期から多く、直近ではクラスターの発生もあり60歳以上の割合が増加しており、入院者の約8割を60代以上の方が占める状況となっています。

高齢の方は基礎疾患をお持ちの方も多く、感染すれば重症化し命に関わることにもなりかねません。また、高齢者施設でクラスターが発生すれば多くの方の命が危険にさらされることとなります。

こうした状況をふまえ、緩めることなく対策を行い、感染拡大を防止するため、2月8日（火）に政府に対し、「まん延防止等重点措置」の期間延長を要請し、3月6日（日）まで延長されることとなりました。これにより、本県における県民の皆様、事業者の皆様へのお願い、県としての取組をとりまとめた「三重県まん延防止等重点措置」の期間を延長させていただきます。引き続き、基本的な感染防止対策として継続的にお願いしている「三重県指針」ver.14と併せ、ご協力をお願いいたします。

感染力が強いオミクロン株においても、マスクの正しい着用、換気、手指消毒など基本的な感染防止対策が重要です。可能な限り不織布のマスクを着用いただき、冬場ではありますが、室温には注意しながら換気をしっかり行っていただくなど改めて対策の徹底をお願いします。

県としても、最大限の取組を行ってまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年2月10日  
三重県知事 一見 勝之



# 1. 県民の皆様へ

## (移動・外出について)

○重点措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。【特措法<sup>1</sup>第 31 条の 6 第 2 項に基づく協力要請】

○混雑した場所や感染リスクが高い場所（密集、密閉、密接の 1 つでもあてはまる場所など）への外出や移動を避けてください。

### 【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○混雑を緩和し、感染リスクを低減させるため、例えば買い物などは数日分まとめ買いをするなど、外出機会を減らすための取組をお願いします。

## (県境を越える移動について)

○生活の維持に必要な場合等を除き、県境を越える移動は避けてください。

### 【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○特にまん延防止等重点措置区域等へは、通勤についても可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用などにより往来の機会の低減をお願いします<sup>2</sup>。

## (飲食の場面について)

○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まります。同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以下（介助や介護などが必要な場合を除く）としていただくようお願いします。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。

○飲食時の感染リスク低減のため、「マスク会食」「黙食」を徹底してください

○感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けてください。

### 【以上について、特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○会食の際は、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」認証店の利用をお願いします。

## (基本的な感染防止対策について)

○マスクの正しい着用、手指消毒・手洗い、換気といった基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

○体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

---

<sup>1</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法。なお、特に記載のない事項については、三重県感染症対策条例第 11 条第 1 項に基づき協力をお願いします。（「2. 県外の皆様へ」を除く）

<sup>2</sup> 緊急事態宣言が発出された場合はその区域も含む

○無症状でも感染の不安がある場合は検査を受けていただくようお願いします<sup>3</sup>。

**【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】**

## 2. 県外の皆様へ

○生活の維持に必要な場合等を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

## 3. 事業者の皆様へ

### 【重点措置区域の事業者の皆様へ】

○以下の施設について、下記のとおり営業時間の短縮等を要請します。

＜対象施設＞

- ・ 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- ・ 遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店など）及び飲食店（バーなど）
- ・ 食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場等（ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において披露宴等を行う場合を含む）

＜要請内容＞

- ・ 感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」認証店は、営業時間を 21 時まで（酒類の提供は可能）、または営業時間を 20 時までとし酒類の提供を行わない（利用者による酒類の店内持込を含む）よう要請します。
- ・ 上記以外の店舗（「あんしん みえリア」の認証を受けていない店舗）は、営業時間を 20 時までとし、酒類の提供を行わない（利用者による酒類の店内持込を含む）よう要請します。

**【以上について、特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請<sup>4</sup>】**

※感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数制限の緩和は行わないこととします。

非認証店	認証店
・ 営業時間を 20 時まで ・ 酒類の提供を行わない	・ 営業時間を 21 時まで （酒類提供は可能）
	・ 営業時間を 20 時まで ・ 酒類の提供を行わない

どちらかを選択

<sup>3</sup> 三重県では無料で検査を実施しています。詳しくは県ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

<sup>4</sup> 特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく営業時間短縮要請に正当な理由なく応じていただけない場合は、同法第 31 条の 6 第 3 項に基づき命令を行うことがあります。なお、命令に違反した場合は罰則（20 万円以下の過料）があります。

- 特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、特に大規模な集客施設（劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等）においては、「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等特措法施行令第5条の5に規定される措置を実施してください。

※協力を要請する施設の詳細は[別紙1](#)を参照  
【特措法第31条の6第1項に基づく協力要請】

## 【すべての事業者の皆様へ】

### （感染防止対策について）

- 業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください。
- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活、休暇中など勤務時間外も含め、従業員に対し、換気や「密」の回避、飛沫のかかる物品・設備の使いまわしの回避・使用前後の消毒など感染防止対策について周知・徹底してください。
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
- 高齢者施設においては、クラスターが多数発生していることから、改めてマスク着用の徹底、体調不良の場合は出勤を控えるなど基本的な対策の徹底をお願いします。更に飛沫が発生するケア（食事や口腔ケアなど）を行う場合のフェイスシールド等の着用、1ケアごとのアルコール消毒や手袋の交換、施設内の十分な換気など業務の特性に応じた感染防止対策をお願いします。
- 全国において保育所や学校などでクラスターが多数発生しています。こうした施設においては改めて感染防止対策の徹底をお願いします。

### 【以上について、特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、人流抑制に向け、地域や業務の特性もふまえて在宅勤務（テレワーク）の推進や休暇取得の促進等により、出勤者の削減に取り組んでください。

- 特に重症化リスクのある方（高齢者や基礎疾患を有する方等）、妊娠している方やそのご家族などを雇用されている場合は、本人の申し出等をふまえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮をお願いします。
- 県外への出張等については業務上不可欠な場合を除き、オンライン会議等のツールの活用をお願いします。特に、まん延防止等重点措置区域等<sup>5</sup>への出張等については、人の移動を伴わず目的を達成できないか今一度検討をお願いします。
- 業務上不可欠な出張等については、マスクの正しい着用など基本的な感染防止対策を徹底するとともに、「混雑した場所への移動」、「大人数や長時間となる飲食」など感染リスクの高い行動を行わないようお願いします。
- 感染者の急増に伴う療養者等の増加により、事業活動が低下しないよう、事業継続計画等を活用した対応をお願いします。
- ワクチン追加接種（3回目）促進のため、従業員等がワクチン接種を受けやすいよう、勤務体制等の配慮をお願いします。
- 初回接種（1回目・2回目）で職域接種により従業員等への接種を実施した事業者については、追加接種についても職域接種の活用を検討してください。

#### （飲食店等について）

- 飲食店等<sup>6</sup>において同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下（介助や介護などが必要な場合を除く）としてください。

#### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 飲食店等において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった特措法施行令第5条の5各号に掲げられた感染防止対策の実施をお願いします。
- 飲食店や観光施設においては、お客様の安心を確保するために、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いいたします。また、併せて県の接触確認システムである「安心みえるLINE」の活用促進をお願いします。

<sup>5</sup> 緊急事態宣言が発出された場合はその区域も含む

<sup>6</sup> 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店など）及び飲食店（バーなど）、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場等（ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において披露宴等を行う場合を含む）

#### 4. イベント開催について

○県内で開催されるイベントについては、三重県指針「ver.14」別冊（令和4年1月20日改定）の要件に沿った開催を要請します。

##### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

※感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数制限の緩和は行わないこととします。

#### 5. 偏見や差別の根絶について

- 感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方などあらゆる人が差別や偏見にさらされないことがないよう、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスクの着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などの接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

## 別紙1 協力を要請する施設

(建築物の床面積が1,000平方メートルを超える施設に限る)

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等
運動施設及び遊技場	体育館、スケート場、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、屋内・屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地、マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等

## 【新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口】

### ◆発熱等の症状がある方の相談窓口

- (1) まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。
- (2) 相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへご相談ください。

### <受診・相談センター>

受診・相談センターでも受診できる医療機関を紹介しています。

9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

桑名保健所	松阪保健所	尾鷲保健所
0594-24-3619	0598-50-0518	0597-23-3456
鈴鹿保健所	伊勢保健所	熊野保健所
059-392-5010	0596-27-5140	0597-89-6161
津保健所	伊賀保健所	四日市市保健所
059-223-5345	0595-24-8050	059-352-0594

21時から翌9時までは、

三重県救急医療情報センター(059-229-1199)にお問い合わせください。

※電話での相談が難しい場合は、メール(covidan@pref.mie.lg.jp)またはFAX(059-224-2558)でご相談ください。

### ◆新型コロナウイルスに関する一般的な相談

三重県医療保健部感染症対策課 059-224-2339(専用回線)  
国(厚生労働省) フリーダイヤル 0120-565653

### ◆ワクチン接種に関する相談

・みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン

059-224-2825

※9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

※電話での相談が難しい場合は、メール(vaccine@pref.mie.lg.jp)

またはFAX(059-224-2344)でご相談ください。

・夜間窓口

050-3185-7947 (AI音声技術による自動応答)

※21時から翌9時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

・新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口

059-224-3326

※24時間対応(夜間、土曜日、日曜日、祝日を含む)

※対応言語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)

### 1 予防・医療

#### (1) 保健所の体制

- ・保健所業務を支援する350名の応援職員について、順次派遣を実施するとともに、感染状況をふまえ県民の命に直結する業務への重点化を図っています。

#### (2) 検査体制

##### ①変異株への対応

- ・オミクロン株への対応のため、引き続き、変異株スクリーニング検査、ゲノム解析を実施します。

##### ②行政検査

- ・保健所業務の負担軽減を図るため、民間検査機関を積極的に活用します。
- ・陽性者が確認され感染拡大が懸念される事業所等に対しては、保健所から濃厚接触候補者リストの作成を依頼し、そのリストに基づき濃厚接触者を特定することとし、検査の実施につなげます。
- ・医師の判断による陽性者の同居家族等への検査について、診療・検査医療機関に協力を依頼しています。

##### ③無料PCR等検査

- ・医療機関や薬局等において、感染不安を感じる方への無料検査を、引き続き実施しています。(登録検査実施場所：140か所(2月9日現在))
- ・県独自の郵送による無料PCR検査を、申込期限を延長して実施しています。

##### ④社会的検査

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設、障害福祉施設、小学校、保育所等を対象とした社会的検査を、3月下旬まで実施しています。

#### (3) ワクチン接種

##### ①初回接種(1回目・2回目接種)

- ・市町において、初回接種(1回目・2回目接種)を希望する方への接種を引き続き実施するとともに、若年層を含めた円滑なワクチン接種を推進します。

##### ②3回目接種

- ・市町における3回目接種について、前倒しでの接種も含め必要となるワクチンの配分を進めます。
- ・接種間隔の前倒しに伴う市町の接種体制を支援するため、1月30日以降、県内3か所(四日市市、津市、伊勢市)に県営接種会場を設置しました。



### ③相談窓口

- ・ 県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設しています。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（AI音声技術による自動応答）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）※祝日除く

## （４）医療提供体制

### ①入院医療

- ・ 必要な方が確実に入院できるよう、患者急増時の緊急的な対応として、重症者用病床 52 床を含めて 534 床（臨時応急処置施設 10 床を含む）の病床が稼働しています。また、患者の状況等に応じて宿泊療養、自宅療養も併用した療養体制で対応するとともに、受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関との調整を継続します。

### ②臨時応急処置施設

- ・ 中等症Ⅱの患者に対応するため、1月20日から稼働させた津市の臨時応急処置施設 10 床を引き続き稼働させるとともに、四日市市の施設についても、今後の感染の拡大状況等に応じて稼働させます。

### ③宿泊療養施設

- ・ 宿泊療養施設について、5施設 665 室を稼働させ、中等症Ⅰ患者または重症化リスクの高い患者を積極的に受け入れるとともに、経口薬の投与体制を施設毎に確立しました。

### ④自宅療養

- ・ 自宅療養者に必要な医療が提供できるよう、医師会の協力のもと、往診、オンライン診療、電話診療等が可能な364の医療機関を把握・リスト化しています。
- ・ 自宅療養者の増加をふまえ、貸与用パルスオキシメーターをさらに3,000 個追加購入（計 22,450 個）するとともに、市町や関係団体と連携し、患者の症状にも対応した食事の提供や貸与用パルスオキシメーター、食事および衛生用品の配送体制を強化しています。

## （５）感染拡大防止対策

### ①要請の遵守状況の確認・働きかけ

- ・ 飲食店への営業時間短縮要請に伴い、政府基本的対処方針に基づき、警察とも

連携しながら、要請区域内の対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見回りを実施しています。

- ・営業時間短縮要請に応じていただいていない店舗への働きかけを行うとともに、警察とも連携しながら、特措法に基づき、要請に応じていただけるよう実地での指導を実施しています。また、感染拡大防止のため特に必要があると判断される場合には、特措法に基づき、個別要請、命令といった厳しい対応も検討します。

## ②高齢者施設の感染防止対策

- ・高齢者施設では、ブレイクスルー感染によるクラスターが多数発生していることから、職員等の体調管理や1ケアごとのアルコール消毒の徹底など具体例を示しつつ、通知により感染防止対策の再徹底を求めました。
- ・大規模クラスターの発生が懸念される、定員が多い施設を集中的に訪問し、施設内での感染防止対策の徹底を求めます。

## ③外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内11の市民団体にホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）において、多言語で相談対応を行うとともに、適切な情報提供を行っています。
- ・保健所へ迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応しています。

## ④障害福祉施設や保育所等の感染防止対策のための相談窓口の設置

- ・障害福祉施設や保育所等において、適切な感染防止対策を行ったうえで、継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、各施設等からの相談に対応します。

## ⑤県立学校における対応

- ・マスクの着用、手洗いの励行、換気などの基本的な感染防止対策、毎日の検温、発熱等体調不良の場合の自宅休養など健康管理について、引き続き徹底します。児童生徒の同居の家族が体調不良の場合にも登校を控えるようにします。
- ・児童生徒が近距離で行う学習や、組み合ったり接触したりする運動など、感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動の実施については慎重に検討するとともに、登下校や着替え、食事などの場面の切り替わりにおける感染防止対策についても、注意喚起を徹底しています。
- ・部活動は、原則自校内の活動とし、昼食を伴わない午前または午後のみ活動とします。公式大会は、感染防止対策を講じたうえで、必要最低限の人数で参

加できることとします。

- ・修学旅行・遠足については延期を検討します。県内を行き先とする最終学年の修学旅行は、感染防止対策を徹底し、保護者の理解と必要な協力を得たうえで、重点措置区域以外を行き先として実施できることとします。
- ・市町教育委員会及び私立高等学校等に対して、適切に対応いただくよう県立学校の取組を情報提供しています。

## ⑥地域のスポーツ活動における感染防止対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、注意喚起を徹底しています。

## ⑦感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請しています。
- ・県が管理する漁港においては、地元からの要請に基づき、注意喚起用の看板等を設置することにより、利用の自粛を呼び掛けています。
- ・自然公園（三重県民の森・上野森林公園）においては、立て看板による大人数・長時間での飲食自粛の注意喚起を行っています。

## (6) 情報提供

- ・「三重県まん延防止等重点措置」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
  - ・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
  - ・道路情報板等での掲示
  - ・県政だより、フリーペーパーへの掲載
  - ・ホームページ、SNSの活用
- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請しています。

## 2 事業者支援

### (1) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

#### ①飲食店時短要請等協力金

- ・まん延防止等重点措置適用期間の延長に伴い、3月6日まで延長された営業時間短縮要請に対し、全面的に協力していただいた事業者に飲食店時短要請等協力金を支給します。

※店舗の準備期間として1月24日までの時短営業開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します。

※酒類提供の停止等を伴う20時までの営業時間短縮を行う場合と酒類提供を継続して21時までの営業時間短縮を行う場合とでは、協力金の日額単

価が異なります。(20時までの営業時間短縮の場合：日額3万円～10万円、  
21時までの営業時間短縮の場合：日額2.5万円～7.5万円)

- ・以前から時短要請に継続して協力いただくなど一定の要件をみたす飲食店に対して、協力金の一部を先行して支給する早期支給については、2月18日(当日消印有効)まで期間を延長して申請を受け付けます。引き続き、申請のあった事業者に対して、迅速な支給に努めます。

「三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口」

電話 059-224-2335 午前9時～午後5時(土日祝を除く)

## ②三重県地域経済復活支援金

- ・まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等による影響を受け、1月から3月までの売上が減少した事業者に対する支援金の実施について、3月上旬に申請受付を開始できるよう準備を進めています。

<三重県地域経済復活支援金の概要>

- ・対象事業者：2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、前年(2021年)、前々年(2020年)又は前々前年(2019年)同月と比べて、30%以上減少している事業者
- ・支給上限額：中小法人30万円、個人事業者15万円

「三重県地域経済復活支援金相談窓口」

電話 059-224-2838 午前9時～午後5時(土日祝を除く)

- ・三重県地域経済復活支援金と併せて活用することができる、国の「事業復活支援金」について、三重県地域経済復活支援金の案内に併せて周知を行います。

<事業復活支援金(経済産業省所管)の概要>

- ・新型コロナの影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの任意の同月の売上高に比べ、50%以上又は30～50%減少した事業者が対象
- ・給付額上限は、法人が最大250万円、個人事業者は最大50万円

## ③雇用調整助成金等

- ・雇用調整助成金の特例措置について、まん延防止等重点措置が適用される区域で時短営業に協力する事業者については、補助率を最大10分の10まで引き上げる特例が適用されることから、区域内で時短営業に協力する事業者へ情報が行き届くよう、引き続き時短要請協力金の案内に併せて周知を行います。
- ・従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との間での「雇用シェア(在籍型出向、兼業・副業など)」を県内で広く普及・浸透させるため、今後も関係機関と連携して周知を図ります。

## (2) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・県では、県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を運用しています。認証店舗数は2月8日で3,490店舗となりました。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、観光事業者版「あんしん みえリア」も運用しています。認証施設数は、2月8日で1,130施設となりました。
- ・「あんしん みえリア」の専用ホームページでは、飲食店及び観光施設等の認証制度を幅広くPRするため、各認証店舗・施設の感染防止対策を紹介しており、市町別やジャンル別に検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して各認証店舗・施設を利用できるよう、引き続き制度の周知を図ります。また、申請のあった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、今後も認証事務の可能な限りの迅速化を進めていきます。

# イベントの開催基準等

## 1 適用期間

イベントの開催基準等は、令和4年1月21日（金）から3月6日（日）までの期間、次のとおりとします。

なお、今後、国の方針に変更があった場合等は、当基準等についても変更を行います。

## 2 イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にスマートフォン等にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコード<sup>1</sup>の掲示がある場合は、読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者等から、感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には、積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則としてマスクを着用し、人と人との距離を確保するなど『新しい生活様式』に基づいて行動するほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 特に、主催者の存在しない季節の行事などに参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底してください。

## 3 イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

### （1）イベント開催の基準

#### ア 感染防止安全計画を策定する場合（参加人数が5,000人を超えるイベント）

※大声なしのイベントのみ（大声ありのイベントは後述「イ それ以外の場合」参照）

「イベント開催等における必要な感染防止対策」（別紙1）の各項目を着実に実施するため、イベント主催者等が具体的な感染防止対策を記載する「感染防止安全計画」（別紙2-1）を策定し、県による確認を受けた場合の人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

この場合、イベント主催者及び施設管理者の双方は、別紙1の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

また、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

<sup>1</sup> QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
20,000 人	100%以内（大声なしが前提） 収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※（ア）（イ）の人数のいずれか小さい方を限度とします。

（注）「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することとします。

（大声の具体例）

- ・観客間の大声・長時間の会話
  - ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱など（スポーツの得点時の一時的な歓声等は必ずしも「大声」に当たりません。）
- ※大声を出すことを積極的に推奨する、または大声の発生に対する必要な対策を十分に施さないイベントは「大声ありのイベント」に該当します。

○具体的な手続は次のとおりです。

① 「感染防止安全計画」の策定・提出

- ・別紙2-1「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催の2週間前までを目途にメールにより県へ提出してください。（県がその内容を確認し、必要に応じて助言を行います。）その際、併せてイベントの概要がわかる計画書等（既存資料等）も提出してください。（後述するチェックリストの作成・公表は不要です。）
- ・感染防止安全計画の提出後に計画の変更が必要になった場合には、速やかに県へ連絡・相談し、イベント開催日直前の連絡となることがないようにしてください。

② 「イベント結果報告書」の作成・提出

- ・イベントの終了後は別紙2-2「イベント結果報告書」を作成し、イベント終了から1か月以内を目途にメールにより県へ提出してください。
- ・問題が発生（クラスター発生、感染防止対策の不徹底等）した場合は、上記に関わらず、直ちに結果報告書を県へ提出してください。

【提出先】

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
 電話：059-224-2352 メール：kansenta@pref.mie.lg.jp  
 9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が5,000人を超える規模のイベントを開催するときは、感染防止安全計画を提出してください。

(注) ワクチン・検査パッケージ、全員検査について

- ・感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数上限の緩和は行わないこととします。

(注) 感染が拡大した場合について

- ・今後感染状況が悪化し、三重県に緊急事態宣言が適用された場合において、感染防止安全計画を策定して県による確認を受けたときの人数上限は 10,000 人 とします。(大声なしが前提)

## イ それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しない場合における人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限	
○収容定員の設定がある場合 ⇒ 5,000 人 ○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 後述	大声なしのイベント  100%以内  収容定員がない場合は、人と人が 触れ合わない程度の間隔を確保	大声ありのイベント  50%以内  収容定員がない場合は、十分な人と 人との間隔(できるだけ2m、最低 1m)を確保

※ (ア) (イ) の人数のいずれか小さい方を限度とします。

※ 「大声」の定義は「ア 感染防止安全計画を策定する場合」の(注)と同様。

イベント主催者及び施設管理者の双方は、「イベント開催等における必要な感染防止対策」(別紙1)の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

また、「感染防止対策チェックリスト」(別紙3)を作成し、ホームページや会場への掲示等により公表するとともに、チェックリストはイベント終了日から1年間保管してください。

なお、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

### (ア) 人数の上限

収容定員が設定されている場合、5,000 人を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、後述(イ)の収容定員が設定されていない場合と同様とします。

### (イ) 収容率の上限

大声での歓声・声援等の有無により次の収容率を上限とします。

#### ○大声なしのイベント

別紙1の対策を徹底し、別紙3のチェックリストの作成・公表を前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう、人と人が触れ合わない間隔を空けてください。



## ○大声ありのイベント

別紙1の対策を徹底し、別紙3のチェックリストの作成・公表を前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を空けてください。また、その維持が困難な場合は、開催について慎重に判断してください。
- ・大声ありのため参加人数を収容定員の50%以内に抑える場合でも、大声を最小限に抑える工夫や感染リスクを低減する対策を行ってください。

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が5,000人以下の規模のイベントを開催するときは、別紙3のチェックリストを作成・公表してください。

(注) 感染が拡大した場合について

- ・今後感染状況が悪化し、三重県に緊急事態宣言が適用された場合において感染防止安全計画を策定しないときの人数上限は、上記から変更はなく5,000人、収容率上限も同じく変更ありません。

## (2) イベントにおける飲食について

- 食事・酒類の提供可否については、開催地域における飲食店等への要請の内容を踏まえて判断してください。
- 飲食を伴う、または飲食が可能であるイベントについては、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては飲食の自粛を求めてください。  
ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではありません。
- 酒類を提供する場合には、飲酒による大声等を防ぐ具体的な対策を講じるとともに、問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等を行うこととし、その旨を参加者に事前に周知してください。

## (3) チケット販売の取扱について

- チケットについては、上記に示した基準を上限として販売してください。ただし、1月22日（土）までにチケット販売を開始していたイベントについては、1月22日（土）までに販売したものに限り、上記の上限を超えていてもチケットのキャンセルは不要とします。

※入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握のため、接触確認アプリ（COCOA）や「安心みえるLINE」を活用してください。

(安心みえるLINE)

[https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076\\_00003.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm)

【 以下、別紙1～別紙3は割愛 】